

入札参加者各位

福岡県農林水産部

専任を要する主任技術者の兼務について

このことについて、以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

請負代金の額が4千5百万円以上の専任を有する主任技術者（※）について、下記の場合に兼務を認めることとします。（※ 監理技術者には適用されませんのでご注意下さい。）

記

1. 密接な関連のある同一又は近接する箇所の工事
2. 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事（※1）又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※2）（いずれも県発注に限らない（※3））で、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した2カ所の工事

（※1）県土整備事務所発注の県道舗装工事とA市発注の市道拡幅工事など

（※2）工事用道路を共有し、相互に工程調整を要する工事や、工事の発生土を盛土材に流用し、相互に土量配分計画の調整をする工事など

（※3）公共工事に限らず民間工事も対象となります（公共工事と同様、相手方発注者の承認が必要です）。

注意事項

兼務を希望する場合は、落札後すみやかに（契約締結前に）「専任を要する主任技術者（現場代理人）の兼務申請書」により申請して下さい。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意下さい。
この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。